

熊本県公報

第 1 1 6 4 5 号
平成 20 年 1 月 18 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………(交通・くらし安全課) 1
- 熊本県景観計画の策定……………(都市計画課景観公園室) 2
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 2
- "……………(") 2
- 道路の供用開始……………(") 3
- 道路の区域変更……………(") 3
- 河川区域の廃止……………(河川課) 4
- 熊本県庁舎電話設備賃貸借に係る一般競争入札……………(管財課) 4
- 指定介護療養型医療施設の指定……………(高齢者支援総室) 4
- 河川区域の指定……………(河川課) 5

公 告

- 地籍調査成果の認証……………(農村整備課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの
意見……………(商工政策課) 5
- 土地改良事業計画変更の同意……………(農村計画・技術管理課) 5
- 開発行為工事完了……………(建築課) 5
- "……………(") 6
- 平成 19 年版「くまもとの労働」制作業務委託に係る一般競争入札…(労働雇用総室) 6
- 平成 20 年度熊本県庁舎設備保全業務委託に係る一般競争入札……………(管財課) 8
- 熊本県庁舎電話設備賃貸借に係る一般競争入札……………(") 10

登 載 依 頼

- 熊本県個人情報保護制度審議会の開催……………(私学文書課) 12
- 元号及び敬称等に関する教育委員会規則の整理に関する規則……………(教育政策課) 13
- 熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催……………(健康危機管理課) 13
- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………(選挙管理委員会) 14
- "……………(") 16
- "……………(") 17
- "……………(") 18
- "……………(") 19
- "……………(") 21
- 熊本県知事選挙における立候補手続等説明会の開催……………(") 22
- 第 1 回熊本県教育振興基本計画検討委員会の開催……………(教育政策課) 22

告 示

熊本県告示第 31 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として、平成 20 年 1 月 8 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指定理由
有害指定 映画	女引越し屋 汗ばむ谷間 (オーピー) 続・昭和エロ浪漫 一夜のよろめき (オーピー) 近所の人妻 濡れた白昼不倫 (オーピー) 和服義母 通夜に息子と (新日本) 人妻を狂わせた 不倫の夜 (新東宝) ノーパンパンスト痴女 群がる痴漢電車 (新日本) 家庭内 SEX 許してお父様 (新日本)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

SEX 派閥	ハダカでご奉仕 (新東宝)
若後家女将	うづく巨乳 (オーピー)
密通恋女房	夫の目の前で…義父に (新日本)
熟女の誘い汁	—何本でもほしい— (オーピー)

熊本県告示第 36 号

景観法 (平成 16 年法律第 110 号) 第 8 条第 1 項の規定により、熊本県景観計画を定めたので、同法第 9 条第 6 項の規定により次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 効力の発生する日
平成 20 年 4 月 1 日
- 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第 37 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 1 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219 号	球磨郡球磨村大字神瀬乙字高瀬平 同所	前	13.1	16.8	排水施設 工事
			後	43.0		
		827 番 1 地先まで	前	13.1	16.8	
			後	47.4		

- 区域を変更する期日 平成 20 年 1 月 18 日

熊本県告示第 38 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 1 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡宇土線	八代市毘舎丸町 同市大村町字羽須和	前	20.0	213.0	土地区画 整理事業
			後	50.0		
		1113 番 13 地先まで	前	5.0	50.0	
		鹿本郡植木町大字円台寺字妙見前	後	50.0		

一般 県道	玉名植木 線	同町大字円台寺字平	後	678 番地先から	32.5	24 条工 事
				8.0	60.0	
				～		
				32.5		
147 番地先まで	5.0	50.0				
～						
				32.5		

2 区域を変更する期日 平成 20 年 1 月 18 日

熊本県告示第 39 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 1 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445 号	球磨郡五木村横手	34.0	迂回路
		4964 番 1 地先から		
同所				
		4951 番地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 20 年 1 月 18 日

熊本県告示第 40 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 1 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	443 号	下益城郡美里町岩野字和田原 1209 番 1 地先から 同町中字下笹谷 1426 番地先まで	前	4.9	3004.0	地域連携 特一
			後	～		
				58.0		
			後	10.3	2932.0	
				～		
				70.8		
一般 国道	445 号	八代市泉町 80 番 1 地先から 同所 79 番 1 地先まで	前	12.0	696.0	仮設道路 撤去
				～		
			115.0			
			後	10.0	723.0	
				～		
				29.6		
			後	12.0	696.0	
				～		
				115.0		

2 区域を変更する期日 平成 20 年 1 月 18 日

熊本県告示第 41 号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 49 条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
一級河川緑川水系矢形川
- 2 廃川敷地が生じた年月日
平成 20 年 1 月 18 日
- 3 廃川敷地の位置
上益城郡嘉島町大字北甘木字笈ノ瀬 2101 番 3
- 4 廃川敷地の面積
147.16 平方メートル

熊本県告示第 42 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 20 年 1 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達する特定役務の名称及び数量
熊本県庁舎電話設備賃貸借 1 式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 20 年 1 月 18 日（金）から平成 20 年 2 月 12 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 21 年 9 月 30 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 21 年 7 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日まで行う。

熊本県告示第 43 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 3 号の規定により、指定介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成 20 年 1 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び施設の所在地	開設者名	指定年月日
小屋迫医院 上益城郡甲佐町岩下 96 番地 1	医療法人社団秀誠会	平成 19 年 12 月 26 日

熊本県告示第 44 号

一級河川白川水系黒川について、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項第 3 号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、熊本県土木部河川課及び熊本県阿蘇地域振興局土木部維持管理課に備えて縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

次の図面の着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の区域以外の区域

（図面省略）

公 告**熊本県公告第 26 号**

八代市ほか 2 市村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 1 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
八代市	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	鏡町鏡、内田、下村の各一部	地籍図・地籍簿	平成 20 年 1 月 8 日
八代市	平成 16 年度から 平成 18 年度まで	坂本町坂本、葉木の各一部		
上天草市	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	大矢野町維和の一部		
西原村	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	大字河原の一部		

熊本県公告第 27 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき平成 19 年 8 月 29 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンリブシティくまなん
熊本市平成三丁目 273 番地ほか
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 20 年 1 月 18 日から平成 20 年 2 月 18 日まで

熊本県公告第 28 号

平成 19 年 9 月 14 日付けで宇土市長田口信夫から協議のあった松山地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の変更については、平成 20 年 1 月 9 日付けで同意したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 48 条第 11 項の規定により公告する。

平成 20 年 1 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 29 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 1 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市平山字下長谷 2306 番 1 及び同 2316 番 5
1,391.70 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
荒尾市平山 2322 番地 1
唐池区代表者 谷口千万虎

熊本県公告第 30 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 1 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字笹原 2000 番 15-2 の一部、同 2000 番 19-1 の一部、同 2000 番 1139 の一部、
同 2000 番 1409 の一部及び同 2000 番 16
11,398.03 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市御代志 854 番地
野沢工芸建築株式会社

熊本県公告第 31 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 1 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
平成 19 年版「くまもとの労働」制作業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成 20 年 3 月 10 日（月）まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、平成 19 年版「くまもとの労働」制作業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目の企画・制作に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 5 の（3）記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 熊本県内に本店を有すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

- 熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成20年1月18日（金）から平成20年1月25日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県労働雇用総室労働福祉班（県庁行政棟本館7階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2339（ダイヤルイン）
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成20年1月18日（金）から平成20年1月31日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日 時 平成20年2月1日（金）午前10時から
場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 西側事務棟第1会議室
イ 開札の日時及び場所
上記アに同じ。
- (4) 入札書の提出方法
(3)のア記載の入札場所に持参するものとする。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 記名押印を欠く入札
エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 明らかに連合によると認められる入札
キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
ク 2以上の意思表示を行った入札
ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
コ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (4) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する

- 事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (6) 最低制限価格
無
- (7) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第32号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年1月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
熊本県庁舎設備保全業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 履行場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
- (5) 入札方法
ア 入札金額は、熊本県庁舎設備保全業務委託に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
オ 入札の回数は、2回までとする。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として、営業種目「業務委託(1)庁舎管理③庁舎衛生管理、環境衛生総合管理」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 過去3箇年の間に延床面積35,000平方メートル以上の官公庁（公団、公社等を含む。）の建物の設備保全業務の受託実績がある者
- (6) 過去3箇年の間に契約電力1,500キロワット以上の受変電設備を有する建物の設備保全業務の受託実績がある者
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）による建築物環境衛生総合管理業（建築物環境衛生一般管理業を含む。）の登録をした者
- (8) 平成20年1月1日現在、熊本県内に本社又は支店（営業所等を含む。）を有する者

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成20年1月18日（金）から平成20年2月12日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成20年1月18日（金）から平成20年2月12日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - (2) 提出場所
5に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総務部管財課施設係（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2089
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書交付の期間及び場所
ア 期間
平成20年1月18日（金）から平成20年3月3日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 場所
5に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成20年3月4日（火）午後1時30分
イ 場所
県庁行政棟本館7階 701会議室
熊本市水前寺六丁目18番1号
 - (4) 入札書の提出方法
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成20年3月3日（月）午後5時までに必着するよう、郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額（現金又は契約担当者が確実に認めた金融機関が振り出し、若しくは支払保証した小切手（振り出しの日から7日を経過していないもの）に限る。）を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。契約担当者が確実に認める金融機関とは、熊本（4301）手形交換所加盟金融機関のこと。
ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合に、入札保証金免除申請書を平成20年2月27日（水）までに提出したときに、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格の有無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額（現金又は契約担当者が確実に認められた金融機関が振り出し、若しくは支払保証した小切手（振り出しの日から 7 日を経過していないもの）に限る。）を納付しなければならない。契約担当者が確実に認める金融機関とは、熊本（4301）手形交換所加盟金融機関のこと。
ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 33 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 1 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
熊本県庁舎電話設備賃貸借
- (2) 業務の内容
入札説明書及び要求仕様書のとおり
- (3) 賃貸借期間
平成 21 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、1 か月当たりの熊本県庁舎電話設備賃貸借に要する費用とする。見積りに当たっては 84 月賃貸借料率で計算すること。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札

- 心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうち、有資格者として、営業種目「業務委託（18）リース・レンタル①OA機器類」に登録された者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成20年1月18日（金）から平成20年2月15日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
4に記載のとおり
- (3) 提出方法
4に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県総務部管財課施設係（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2089
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成20年1月18日（金）から平成20年3月12日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成20年3月13日（木）午前11時から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館7階 701会議室
熊本市水前寺六丁目18番1号
- (4) 入札書の提出方法
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成20年3月12日（水）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった1月当たりの契約希望金額に貸借期間月数（84月）を乗じた額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、入札保証金免除申請書を平成20年3月10日までに提出したときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 - ケ 2 以上の意思表示をした入札
 - コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
 - イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- ※上記契約締結期限にかかわらず、契約締結事務は早期に完了するよう努めるものとする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、落札価格（1 月当りの賃貸借料）に賃貸借期間月数（84 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

- (1) Name and quantity of products to be required:
Lease and maintenance of telephone switching facilities
- (2) Installation time limit of supply products
December 31, 2008
- (3) Date and place of tender
March 13, 2008, 11:00a.m.
701 Room (7th floor of Kumamoto Prefectural Government Main Building)
- (4) Deadline for submitting tender by mail
March 12, 2008
- (5) Language and currency to be used for tender
Japanese language and Japanese currency only
- (6) Contact information
Property Management Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, 862-8570
Phone: 096-333-2089

熊本県個人情報保護制度審議会公告第 1 号

熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 20 年 1 月 18 日

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 富 永 清 美

- 1 日時
平成20年1月25日（金）
午前9時30分～午前12時00分
- 2 会場
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 審議内容
防犯カメラによる個人情報収集について（熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の例外的に本人以外から個人情報を収集する事務）
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県個人情報保護制度審議会事務局（熊本県総務部私学文書課県政情報室）
（電話 096-333-2068）

元号及び敬称等に関する教育委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。
平成20年1月18日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

熊本県教育委員会規則第1号

- 元号及び敬称等に関する教育委員会規則の整理に関する規則
（熊本県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部改正）
- 第1条 熊本県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和44年教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。
別記様式中「昭和」を削る。
（熊本県立少年自然の家利用規則の一部改正）
- 第2条 熊本県立少年自然の家利用規則（昭和49年教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式中「殿」を「様」に改め、「昭和」を削る。
別記第2号様式中「殿」を「様」に改め、「昭和」を削り、「使用する」を「利用する」に改める。
（熊本県立青年の家利用規則の一部改正）
- 第3条 熊本県立青年の家利用規則（昭和47年教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式中「殿」を「様」に改め、「昭和」を削る。
別記第2号様式中「使用する」を「利用する」に改め、「昭和」を削る。
（熊本県立美術館の美術品等取扱規則の一部改正）
- 第4条 熊本県立美術館の美術品等取扱規則（昭和52年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式、同第2号様式、同第3号様式、同第5号様式、同第7号様式及び同第12号様式中「殿」を「様」に改める。
（熊本県文化財保護条例施行規則の一部改正）
- 第5条 熊本県文化財保護条例施行規則（昭和55年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式、同第2号様式、同第3号様式、同第4号様式、同第5号様式、同第6号様式、同第7号様式、同第8号様式、同第9号様式、同第10号様式、同第11号様式、同第12号様式、同第13号様式、同第14号様式、同第15号様式及び同第16号様式中「昭和」を削る。
別記第1号様式、同第3号様式、同第4号様式、同第5号様式、同第6号様式、同第7号様式、同第8号様式、同第9号様式、同第10号様式、同第11号様式、同第12号様式、同第13号様式、同第14号様式、同第15号様式及び同第16号様式中「殿」を「様」に改める。
- 附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第5号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成20年1月18日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
委員長 古瀬 昭夫

- 1 開催日時

- 平成 20 年 1 月 23 日 (水)
午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園 28-51
熊本テルサ 2 階研修室「C、D」
 - 3 議題
平成 19 年 12 月分の感染症発生動向調査の解析評価について
 - 4 傍聴者の定員
10 人
 - 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局 (熊本県健康福祉部健康危機管理課)
(電話 096-333-2240 ダイヤルイン)

熊本県選挙管理委員会告示第 6 号

政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 6 条第 1 項による政治団体の設立の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 20 年 1 月 18 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 氏 名	会 計 責 任 者 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	備 考
新しい熊本をつくる会	岩下 栄一	林 義行	熊本市水前寺1-5-4	その他の政治団体
育栄政経研究会	岩下 栄一	山本 敏博	熊本市水前寺1-5-4 下村ビル3F	その他の政治団体
鎌倉孝幸後援会	鎌倉 孝幸	鎌倉 守三	熊本市花立3丁目15-25K・BLD内	その他の政治団体
北里敏明後援会	北里 敏明	北里 昭	熊本市本山町119番地	その他の政治団体
熊本県政刷新の会	若尾 隆雅	若山 美知代	熊本市本山町119番地	その他の政治団体
自由民主党熊本県第一支部	山口 健次	小約 裕	上天草市大矢野町登立8788	政 党
自由民主党熊本県第二支部	高所 次行	木 はるみ	合志市栄3240-1	政 党
自由民主党熊本県第三支部	浦田 祐三子	高安 幸次郎	熊本市出仲町9丁目2番12号	政 党
自由民主党熊本県第三選挙区支部	坂本 裕志	富安 悟	玉名市岱明町野口2077-2	政 党
自由民主党熊本県山鹿市第三支部	洲上 幸三郎	松口 誠之	菊池郡大津町室122-4	政 党
中島たかとしを国政に送る会	住永 隆利	樋口 健己	山鹿市山鹿99-1	政 党
永井英治後援会	中島 隆利	市村 重則	上益城郡益城町宮園758-1	政 党
日本一魅力あふれる熊本づくりを実現する会	北川 照代	堀 賢臣	八代市上野町1983	その他の政治団体
ふくしま健一郎後援会	福嶋 健一郎	林田 寛子	球磨郡あさぎ町免田東1298	その他の政治団体
		福嶋 明子	熊本市本山町119番地	その他の政治団体
			八代市旭中央通18-6-302	その他の政治団体

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 7 号

政 治 資 金 規 正 法 (昭 和 2 3 年 法 律 第 1 9 4 号) 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体 の 届 出 事 項 の 異 動 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 法 第 7 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 次 の と お り 公 表 す る 。
平 成 2 0 年 1 月 1 8 日

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 岩 尾 映 二

政 治 団 体 の 名 称	異 動 事 項	新 旧
五木の今と未来を創る会	会 計 責 任 者 中村 和典	新
江浦政已後援会	事 務 所 の 所 在 地 谷口 公一 天草市下浦町79-5	旧
小川浩治後援会	事 務 所 の 所 在 地 本磨市下浦町79-5 天草市河浦町路木1692	旧
奥田公人後援会	代 表 者 高尾 利次 土肥 敬介	旧
金子悟郎後援会	事 務 所 の 所 在 地 天草市龜場町亀川1238	旧
熊本県電工政治連盟	代 表 者 一 祥雅 本渡市龜場町亀川1238番地	旧
幸山政史後援会	事 務 所 の 所 在 地 熊本市真町378-1	旧
幸山政史の会	事 務 所 の 所 在 地 熊本市高平3-13-35マツムラビル1F	旧
市政改革推進会議	事 務 所 の 所 在 地 熊本市高平3-13-35マツムラビル1F	旧
自由民主党熊本県熊本市第二十三支部	会 計 責 任 者 杉村 勇二	旧
自由民主党熊本県熊本市第二十七支部	事 務 所 の 所 在 地 広瀬 昭雄 熊本市坂山半田4丁目3番5号	旧
自由民主党熊本県地域振興防災支部	代 表 者 北里 昭	旧
自由民主党熊本県地域振興防災支部	会 計 責 任 者 北里 宣子	旧
自由民主党氷川支部	政 治 団 体 の 名 称 北里 昭 自由民主党氷川支部	旧
自由民主党八代支部	会 計 責 任 者 高野 成喜	旧
須崎正道後援会	会 計 責 任 者 西田 昭三	旧
日本共産党熊本地区委員会	会 計 責 任 者 須崎光枝	旧
人が活きる熊本をつくる会	代 表 者 川本 啓子 山本 伸裕	旧
船田公子後援会	事 務 所 の 所 在 地 熊本市神水本町12-25	旧
船田直大後援会	事 務 所 の 所 在 地 熊本市今金町17番4号	旧
松岡利勝後援会	事 務 所 の 所 在 地 天草市本穂町本戸馬場3172-1 天草市今金町17番4号 天草市東町7-1 鹿本郡植木町広住96-9 菊池郡築陽町建久社2448-5	旧

熊本県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成20年1月18日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

政治団体の名称	主たる事務所所在地	解散した年月日
味岡和國後援会	球磨郡多良木町大字多良木3120-1	平成18/12/31
有崇政経研究会	熊本市水前寺1-5-4	平成19/04/01
小川浩治後援会	天草市河浦町路木1692	平成19/09/13
編町商工政治連盟	八代郡編町大字内田460	平成19/12/07
北里敏明熊本県後援会	熊本市健軍2丁目4番10号	平成19/11/07
清らかな川と政治をつくる会	人吉市九日町36	平成19/04/24
くすめき安記後援会	熊本市長瀬南4丁目11-63	平成19/11/28
自由民主党熊本県第二選挙区支部	熊本県北町道川内198	平成19/12/18
高野毅後援会	玉名市中1625	平成19/11/27
田上泰寛後援会	熊本市内田町792-1	平成19/11/05
天創会	熊本市内田町792-1	平成19/11/05
松岡利勝後援会	天草市諏訪町16番10号	平成18/06/01
水本匡陽後援会	鹿本郡植木町広住96-9	平成19/11/30
明和会	天草市諏訪町16-10	平成18/04/30
吉村勝徳後援会	八代市塩屋町4-5	平成19/10/31
	人吉市魂木町1011-2	平成19/11/01

熊本県選挙管理委員会告示第 9 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。
平成 20 年 1 月 18 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
岩下 栄一 鎌倉 孝幸 北里 敏明 中島 隆利 福岡 健一郎	衆議院選挙 知事 衆議院選挙 衆議院選挙	熊本政経研究会 鎌倉孝幸後援会 北里敏明サポーターズクラブ 中島たかとしを国政に送る会 ふくくしま健一郎後援会	熊本市水前寺 1-5-4 下村ビル 熊本市花立 3 丁目 15-25K・BLD 内 熊本市本山町 119 番地 八代市上野町 1983 八代市旭中央通 18-6-302	岩下 栄一 鎌倉 孝幸 北里 敏明 中島 隆利 福岡 健一郎

熊本県選挙管理委員会告示第 10 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 20 年 1 月 18 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

資金管理団体の届出事項の 異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新旧
幸山 政史	市長	幸山政史の会	事務所の所在地	熊本市貫町378-1
潮谷 義子	知事	人が活きる熊本をつくる会	事務所の所在地	熊本市高平3丁目13-35マツムラビル1F 熊本市神水本町12-25 熊本市神水1丁目27-22

熊本県選挙管理委員会告示第 11 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の取消の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 20 年 1 月 18 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
岩下 栄一 高野 毅 田上 泰寛 味岡 和國	衆議院 市議 県議 県議	育栄政経研究会 高野毅後援会 田上泰寛地方政治研究会 味岡和國後援会	熊本市水前寺 1-5-4 玉名市中 1625 熊本市内田町 792-1 球磨郡多良木町多良木 3120-1	岩下 栄一 高野 毅 田上 泰寛 味岡 和國

熊本県選挙管理委員会公告第 1 号

熊本県知事選挙における立候補手続等について、次のとおり説明会を行います。
平成 20 年 1 月 18 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

- 1 日 時 平成 20 年 2 月 15 日（金）午後 1 時 30 分から
- 2 場 所 熊本県庁行政棟新館 2 階多目的 AV 会議室
- 3 問 い 合 わ せ 先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村総室選挙班）
（電話 096-333-2104）

熊本県教育委員会公告第 3 号

第 1 回熊本県教育振興基本計画検討委員会の開催について
第 1 回熊本県教育振興基本計画検討委員会を次のとおり開催します。
平成 20 年 1 月 18 日

熊本県教育長 柿 塚 純 男

- 1 開催日時
平成 20 年 1 月 31 日（木）
午前 10 時から午前 11 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟新館 2 階「多目的 AV 会議室」
- 3 議 事
(1) 会議の公開について
(2) 熊本県教育振興基本計画検討委員会委員長の選任について
(3) 熊本県教育振興基本計画検討委員会専門部会の構成について
(4) 国の「基本的な考え方」、「重点的に取り組むべき事項」について
(5) アンケート調査の結果等について
(6) 県計画素案（たたき台）の概要について
(7) 今後のスケジュールについて
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴を希望される方は、当該会議の開催予定時刻までに、会議の会場において受付を行ってください。
(2) 当該会議の冒頭で、会議の公開が決定された後、事務局の指示に従って会議の会場に入ってください。なお、会議が非公開となった場合は傍聴できませんのであらかじめ御了承ください。
(3) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問 い 合 わ せ 先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県教育振興基本計画検討委員会事務局（熊本県教育庁教育政策課）
（電話 096-333-2673）